

あーちえりーきょうぎじっしやうこう

アーチェリー競技実施要項

期日:令和7年5月18日(日)

場所:浜寺公園アーチェリー場

1 競技規則

令和7年度の全国障害者スポーツ大会競技規則及び競技実施要項により行う。

2 競技種目及び競技方法

(1) 競技種目

①50m・30mラウンド(50m・30m)

②30mダブルラウンド(30m・30m)

(2) 競技方法

①1立制または2立制とし、3射ごと採点、矢取りを行う。

②行射時間は3射2分以内とする。

③フリープラクティスとする。(1回ないし2回)

3 用具

(1) 弓具は、出場選手が用意し、弓具検査を受けた物を使用すること。

(2) 服装は、スポーツに適したものとする。

4 弓具検査

弓具検査は、競技会場で行う。(服装・シューズ・番号布(ゼッケン)・車椅子等を含む。)

5 番号布(ゼッケン)

番号布は、主催者側が交付したものを、背部で審判員から見える位置に付け、表彰式終了時まで着用すること。

6 開始式

開始式は、決められた時間までに所定の場所に集合すること。

7 表彰

表彰は、競技終了後に行う。

8 介助者

(1) 選手に介助が必要な場合は、あらかじめ競技役員の承認を得たのち、シューティングラインまで入場することができる。

(2) 選手に対する行射中の助言は認めない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。また、介助者の行為はすべて選手の行為とみなす。

(3) 競技場に入場する時は、競技役員の指示に従うこと。